

定期健康診断における有所見率[※] の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、
過労死や職業性疾病を予防しましょう

- 働く方々の健康について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における有所見率の過去10年の推移を見ると、平成11年の43%から年々増加し、平成20年には51%へと初めて5割を超えました。
- また、過重労働による脳・心臓疾患（「過労死」等事案）による労災支給決定件数も年300件台後半と高水準で推移しています。
- 過労死や職業性疾病を予防するためには、有所見となった状態の改善を図ることが重要です。事業者は以下の事項に取り組みましょう。

事業者の具体的な取組事項

（※有所見率：健康診断の項目に異常の所見がある方の割合）

- （1）定期健康診断実施後の措置
健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。
- （2）定期健康診断の結果の働く方への通知
定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。
- （3）定期健康診断の結果に基づく保健指導
健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。
- （4）健康教育・健康相談等
健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。

事業者のチェックリスト

有所見率	事業場				全国値			
	前々年度値 ^(A)	前年度値 ^(B)	最新値 ^(C)	増加率 ^(%) ($(C-A)/A \times 100$)	平成18年 ^(a)	平成19年 ^(b)	平成20年 ^(c)	増加率 ^(%) ($(c-a)/a \times 100$)
(1) 定期健康診断全体					49.1	49.9	51.3	4.5
(2) 脳・心臓疾患関係の主な検査項目								
ア 血中脂質検査					30.1	30.8	31.7	5.3
イ 血圧					12.5	12.7	13.8	10.4
ウ 血糖検査					8.4	8.4	9.5	13.1
エ 尿検査(糖)					2.9	2.8	2.7	-6.9
オ 心電図検査					9.1	9.2	9.3	2.2

番号	チェック項目	はい	いいえ
1	定期健康診断における有所見についての医師からの意見聴取を行っていますか。	はい	いいえ
2	1の医師からの意見に基づき、労働時間の短縮、作業の転換等の事後措置を実施していますか。	はい	いいえ
3	定期健康診断の結果を労働者へ通知していますか。	はい	いいえ
4	定期健康診断の結果に基づき、医師又は保健師による保健指導を実施していますか。	はい	いいえ
5	保健指導は、有所見の改善に向けて、食生活等の指導、健康管理に関する情報の提供等の充実を図っていますか。	はい	いいえ
6	労働者は、定期健康診断の結果及び保健指導を利用した健康の保持のための取組を実施していますか。	はい	いいえ
7	保健指導等において示された労働者自身を取り組むべき事項（食生活の改善等）に取り組むことを確実に実施するよう指導していますか。	はい	いいえ
8	労働者に対して、健康教育、健康相談等を実施していますか。	はい	いいえ
9	労働者は、健康教育等を利用した健康の保持増進に努めていますか。	はい	いいえ
10	健康教育等の対象は、有所見者のみならず、毎年、検査値が悪化するなど有所見者となることが懸念される者も対象としていますか。	はい	いいえ
11	労働者に対する保健指導、健康教育等においては、個々の労働者の状況に応じて、労働者を取り組むべき具体的な内容（栄養改善、運動等）に取り組むことを示していますか。	はい	いいえ
12	6及び9の労働者の取組について、取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っていますか。	はい	いいえ
13	事業者が取り組むべき事項について計画を作成していますか。	はい	いいえ
14	毎月、産業医が職場巡視を行う日などにおいて、取組の実施状況の確認、健康相談等を行っていますか。	はい	いいえ
15	全国労働衛生週間及びその準備期間において、重点的に、社内誌、講演会、電子メール、掲示等による労働者への啓発、自主点検表等を活用した取組状況の点検、健康相談、健康教育等を実施していますか。	はい	いいえ
16	個々の労働者を対象に、保健指導等の内容、労働者自身の取組状況、定期健康診断の結果等を基に、取組事項の実施状況等の評価を行っていますか。	はい	いいえ
17	事業場全体の取組事項の実施状況等を評価し、今後充実強化すべき事項等を今後の計画に反映させる予定ですか。	はい	いいえ

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。
(2010.04)